

宮崎県公

平成23年2月2日(水曜日) 号外 第4号の2

発行・印刷 宮 崎

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

百

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ------- (畜産課) 1 ○家畜伝染病の家畜等の移動の制限 ------ (畜産課) 1

宮崎県告示第68号の7

家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成23年宮崎県告示第68号の

6)を次のとおり変更する。

平成23年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
- (1) 移動を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- ② 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 移動を制限する区域 平成23年宮崎県告示第68号の6の1の③に掲げる区域
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
- (1) 搬出を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- ② 搬出を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- ③ 搬出を制限する区域 平成23年宮崎県告示第68号の6の2の30に掲げる区域から、 以下の区域を除いた区域とする。
 - ア 宮崎市大字金崎の一部 (通田及び太良迫)、大字糸原の一 部(鳥巣、鳥越、折口、妙戸岩及び長溝)、大字堤内の一部 (ホツタ、橋元、アコツキ及び沖田)及び大字吉野の一部(明久、深坪、柳原及び水流田)
 - イ 国富町大字宮王丸の一部(野添、八反田及び横枕を除く。)、大字本庄の一部(京田、上の原、竹原、原ノ坊、平田、 辰喰、柴原、瀬戸田、松川、祝子薗、三ケ薗、六日町、能永 薗、竹ケ山、大脇、大脇の前、荷取、浄知院、東福寺、東ノ 原、無田、谷ノ口、鳥越、古井手、倉頭、下前田、森ノ下、 古城、五反田、麓ノ前、下高添、寺畑、上前田、上高添、堂 薗、下八幡、麓、北ノ薗、修理田、北田、狐塚、麓の後、下 天ケ迫、祇園迫、毛越、来宝院、木挽田、辰ケ迫、郡山分、 配原、中川原、石原、石原ノ前、小原、大平原、松崎、濱ノ 下、岩屋の前、義門寺、下馬場、宗仙寺、前ノ原、郡山、枯 木ケ瀬、御才薗及び高丸)及び大字深年の一部(内山、向ケ 迫、菖蒲迫、大門田、宮ヶ迫、唐竹迫、轟ノ元、杉ノ本、小 山迫、七枝、犬馬場、砂田、薗畑及び東畑)

宮崎県告示第68号の8

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病 予防法施行細則(昭和26年宮崎県規則第54号)第4条の規定により 、次のとおり家畜及び物品の移動を当分の間制限する。

平成23年2月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
- (1) 宮崎市大字金崎の一部 (通田及び太良追)、大字細江の一部 (鳥帽子形、細江田、北ノ迫、西ノ迫、市ノ又、鎌迫、八幡田 、井出原、坪根、平田、松ヶ迫、長見通、勘露事、會楽、柳迫 、高城ノ下、畑三反田、奈名迫、中建王、菅ノ谷、岩下、大丸 、板川、大谷、蜂ノ巣、萬ノ木、霜月田、粢田迫、岡ノ下、古 宮田、猿喰、正夫迫、油田、枇杷ノ首、高山谷及び西ノ摩帽子) 、大字長嶺の一部(岩井戸、九日田、皆元、金田、唐木町、 小光、寺の下、黒坪、南ヶ前、石ヶ丸、唯ヶ迫、風呂屋、出西 、五反田、小堤、山下、大坪、長畑、深坪及び出原)、大字富 吉の一部(江川口、中角、前田、山下、松ヶ迫、梶ヶ迫、菰迫 、野添、山園、柳ヶ丸、上村、高野ヶ迫、芋字、二月田、口ノ 坪、天神領、木ノ本、五反田、平原、酉ノ巣、鍬ノ前、中手町 、和田ヶ町、鎌迫、柳ヶ迫、洗田、野間、薊ヶ迫、山田、左井 津、真田及び鍬讃田)、大字糸原の一部(鳥巣、鳥越、折口、 妙戸岩、長溝、小西、四ツ枝、六反田、鎌瀬町、四反田、山口 、天ヶ山、岩瀬、干物作、野間及び法丈)、大字堤内の一部(ホツタ、橋元、アコツキ、沖田、盛田、川除、内ノ丸、重ノ元 及び重元)、大字吉野の一部(明久、深坪、柳原、水流田、寺 田、弥内橋、樋ノ口、大原、谷口及び向水流)、田野町乙の一 部(上塚原、下榎木田、上榎木田、十八割、野付、柿ノ木田、 下丹後作、上ノ原、永野、松井坊、蛇ヶ谷、中野、地蔵原、下 尾谷、弓場ノ後、鳶ノ巣、豆野、大松ヶ尾、鷹ノ巣、後山、白 砂ヶ尾、東原、野崎、鹿毛、永迫、宮田、権現谷、佐野前畑、 砂田、小河内、小八重、立野、丸野、尾谷、中尾、灰ヶ野、曲 目、門石及び荷取地)、高岡町紙屋、高岡町五町、高岡町内山 、高岡町飯田、高岡町浦之名、高岡町上倉永、高岡町高浜、高 岡町花見、高岡町下倉永及び高岡町小山田
- (2) 国富町大字嵐田、大字田尻、大字向高、大字森永、大字竹田 大字宮王丸、大字須志田、大字本庄の一部(稲荷ノ下、高爪

- 、出来所、太田原、万所、大蔵元、上代、堂ノ後、久保水流、立野、野間田、古城田、車田、鶴田、瀬口、吐合、陣ノ下、東仮屋原、仮屋原、中村、瀬戸曲、小長迫、長迫、野稲添、荒蒔、原田、目黒田、鷲巣、徳竹、大盤若、坊ノ下、天神追、高寺、柚木追、内ケ追、人ノ前、横峯、深坪、十ノ田、一丁田、上水流田、上ノ丸、寺之後、道少迫、釘元及び池ノ内を除く。)、及び大字深年の一部(松ケ追、山内、前平、池谷、島ケ追、菱迫、後ノ追、原田、永追、城ケ下、桑水流、大追、鳩峰、田原、楠水、中水流、柳田、白山田、西ケ追、兎田、住吉水流、竹下、割田、上ノ原、外上水流、八町堀、中畑、中原、市ノ瀬、柳ノ元、境谷、馬渡、川原崎、久保園、荒蒔、八重尾、中山、愛染川、山角、梶原、高野、梁平、狩野、塔ケ瀬、滝下、鹿森滝、島廻、八町坂及び法華嶽を除く。)
- ③ 綾町大字北俣の一部(開元、野首東、二本松、池田及び川窪)、大字入野の一部(久木野々、立山、木森及び中袋)及び大字南俣の一部(大谷、釜牟田、星原、馬場田、元町及び尾園)
- (4) 都城市高城町四家の一部(平八重、大開、本八重、雀ヶ野、様ヶ野、蓑野及び蕨ヶ野)及び山之口町山之口の一部(桑宇都、弥太郎、飛松、流台及び宇名目)
- (5) 小林市野尻町紙屋の一部(前田、奥畑、山城、漆野原、城原、真崎、前平、新村、漆野、高山、部当、真幸田、市ノ瀬、谷ノロ、五反田、小丸、太尾、仮屋谷、米川内、実参、竹ノ下、下村、後原、牧ノ谷、石切、長瀬、瀬戸ノロ、宮ノ前、山宮、川内、中水流、古屋敷、鳩平、五ヶ迫、内神田、花立原、上ノ原、堀切、立神原、沖ノ尾、枯木迫、中辻、池ノ尾、下谷、宮ノ尾、松牟礼、黒園原、池ノ原、黒谷及び今別府)